

令和6年度（第1回）図書館協議会会議録

- 【日 時】 令和7年3月12日（水） 午後2時～3時10分
【場 所】 生涯学習センター 研修室
【出席者】 岡野委員（委員長）、三宅委員（職務代理者）、勝又委員、
濱谷委員、関根委員、金子委員
【欠席者】 志村委員、三芳委員
【事務局】 生涯学習課長、図書館長、主査、主任
【傍聴者】 なし
【担当部署】 教育部生涯学習課図書館

【会議の経過】

1. 開会 図書館長
2. あいさつ 生涯学習課長

3. 議事

(1) 委員長の選出及び職務代理者の指名について

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則第27条第1項の規定に基づき、委員長を委員の互選により、また、職務代理者を委員長の指名により、同条第3項に基づき、次のとおり決定した。

委員長 岡野委員
職務代理者 三宅委員

(2) 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について

資料を基に事務局説明（説明員 図書館長）

〔質疑・意見〕

(委 員) 資料5ページのたかはぎ幼稚園でのおはなし会は夏休みと冬休みの時期に行われていると思いますが、その内容と参加者は園児だけなのかお聞きしたい。

(事務局) 幼稚園から夏休みと冬休みに来ている園児を対象に開いてほしいと要望があり、この時期となりました。対象者は来ている園児のみです。大型絵本や手遊び、手ぶくろ人形、短いお話等、季節感を感じる内容になっています。時間は30分程度です。また、はかはぎ幼稚園ではコロナ前は図書館のおはなし会に園児を連れてきていました。

(委 員) 今年度の取り組みで宮沢賢治の企画がありましたが、とても良い取り組みだったと思います。図書館としては貸出冊数を増やすことが目的だと思いますので、展示、催事、映画会等が一つのテーマで行われたことはこれからの図書館の運営を考え行くうえで一つのヒントになったのではないのでしょうか。令和7年度はどのように考えているのでしょうか。

(事務局) 今年(2025年)は昭和100年にあたるので、何らかの関連した企画展示をしたいとは考えています。

(委員) 一人当たりの貸出冊数はどうなっていますか。

(事務局) まだ数値の精査はできていませんが、減少していると思われます。

(委員) 資料が整理されており、見やすいです。

(3) 図書館資料の長期未返却者への貸出制限について

資料を基に事務局説明(説明員 図書館長)

[質疑・意見]

(委員) 貸出期限を過ぎても返却しない人は何人くらいいるのですか。返却できない理由等は確認していますか。

(事務局) 貸出期限を守らない人は年間100人程度おりますが、貸出期間を過ぎても返却しないまま新たに本等を借りる人は10数人です。これまでは貸出期限を過ぎても新たに本等を借りることは制限していませんでしたので、このような人に対して貸出を制限するものです。窓口では返却できない理由は確認していますが、見つからない等、理由は曖昧です。

(委員) 本等の返却は電話等で督促していると思いますが、対象者のお宅を訪問することもあるのですか。

(事務局) 訪問することはあります。今年度訪問した時は見つかりまして、返却してもらいました。

(委員) 悪質な人を対象としているので貸出制限の導入は仕方ないとは思いますが、貸出冊数が減少している中で、これをあまりに強くPRしてしまうと、借りにくくなってしまうことが心配です。

(委員) 他市町村では貸出制限を設けているようですが、使用制限導入の成果について把握していますか。

(事務局) 貸出制限の効果はあったと聞いていますが、詳細は把握しておりません。

(委員) 貸出期間は2週間とのことですが、延長は何回できるのですか。

(事務局) 1回できますので、約1か月間借りることができます。

(委員) 予約待ち人数が多い本には早期返却の旨が記載された紙が入っていますが、延長した人に早期返却を促す方法はないのか。

(事務局) 返却が遅れている人には来館時にカウンターで返却を促しています。

(委員) 実施には十分な周知が必要と思いますが、どのような方法を検討していますか。

(事務局) 案内を利用者に配布する予定です。利用券の裏面に記載する等、他の方法も検討しています。周知は慎重に行いたいと思います。

(4) 図書館資料のリクエストの取り扱いについて
資料を基に事務局説明（説明員 図書館長）

〔質疑・意見〕

(委員) リクエストはどのような本が多いのでしょうか。人気のある本であれば、市で購入してもその後市民が借りることができますし、特殊な本ばかりでなければ利用増にもつながると思いますので、良いことなのではないでしょうか。

(事務局) 広域利用を進めるうえで、できれば相互利用の協定を締結している自治体全てを対象としたいと考えています。

(委員) 市外の人が他館の本等を借りられた場合に返却が滞ることはありますか。

(事務局) 広域の人からのリクエストを受けることになるので、回収は困難になるかと思っています。特に、市内に住んでいない人のリクエストに応じて他館から借りた本等の返却が遅れた場合、回収等の手続きがより大変になることは考えられます。

(委員) 他館から本等を借りる場合、どのように取り寄せるのですか。また、借りた本等の返却はどこでもできますか。

(事務局) 県の図書館車が県内を巡回しているので、それを利用することになります。返却先はその本を借りた図書館になります。

4. その他 特になし

5 閉会